

平成 29 年度第 2 回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議議事録

1 日時

平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時

2 場所

寝屋川市立保健福祉センター 5 階 会議室 1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（31 名中 30 名出席 1 名欠席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 浜田 浜田・木村法律事務所 弁護士
- エ 上田 寝屋川市歯科医師会 常務理事
- オ 久保 大阪府助産師会寝屋川班 班長
- カ 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- キ 松本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課少年係 係長
- ク 田中 大阪府中央子ども家庭センター 相談対応課 次長
- ケ 松本 大阪府寝屋川保健所 所長
- コ 松宮 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 副署長
- サ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課 課長
- シ 中坊 大阪法務局 人権擁護部第 2 課 係長
- ス 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- セ 友井 寝屋川地区人権擁護委員会 委員
- ソ 澤井 人・ふれあい部 人権文化課 次長
- タ 桐山 福祉部 保護課 課長
- チ 塚本 福祉部 障害福祉課 課長
- ツ 勝浦 こども部 次長 兼 子育て支援課 課長
- テ 入江 こども部 保育課 課長
- ト 稲留 こども部 こどもを守る課 課長
- ナ 和田 寝屋川市立保育所所長会 会長
- ニ 森本 寝屋川市民間保育所協議会 事務局長

- ヌ 赤堀 社会教育部 青少年課 課長
- ネ 難波 学校教育部 学務課 係長
- ノ 山口 学校教育部 教育指導課 課長
- ハ 遠藤 学校教育部 教育研修センター 所長
- ヒ 西田 寝屋川市立小学校 小学校校長会 会長
- フ 大森 寝屋川市立中学校 中学校校長会 会長
- ヘ 九條 寝屋川市立幼稚園 園長会 会長
- ホ 池峯 寝屋川市私立幼稚園協議会 会長

(2) 欠席委員

- ア 青山 寝屋川市医師会 副会長

(3) その他

- ア 邑川 人・ふれあい部 危機管理室 室長 兼 課長

(4) 事務局

- ア 津田 こどもを守る課 係長
- イ 浅野 こどもを守る課 主査
- ウ 水谷 こどもを守る課

4 会議内容

(1) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開会

ア 会長挨拶

はじめに、杉本会長より、開会に伴い、以下のような挨拶がされた。

〔杉本会長〕

本日はお忙しい中、平成 29 年度第 2 回寝屋川市要保護児童対策地域協議会の代表者会議にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、国におきましては、児童虐待に係る相談対応件数が依然として増加傾向にあります。今後、児童虐待のリスクを早期に発見し、遁減するため、身近な場所で、こどもや保護者に寄り添う支援活動は、ますます、重要になってくると考えております。

市におきましても、児童虐待の専門的な知識を有するスーパーバイザーの配置や虐待対応を行う職員を増員するとともに、子育て世代包括支援センターの来年度開設を目指し取り組みを進めるなど、相談体制の強化を図

っているところでございます。

そのような状況下ではありますが、本市では、昨年、子どもに関する痛ましい事件が発生しました。本会といたしましても、改めて、地域のネットワーク機能を確認するとともに、妊娠期からの継続した包括的な支援を充実させ、子どもの命・安全を守る取組を推進したいと考えております。

また、1月23日に市長自らが、「行政としてなにができるのかを不断に問うていかなければならない」として、「キャッチ！SOS」宣言を行いました。「安全で安心なまち」の実現をめざし、全職員による、まちの見守りを実施するものです。

市といたしましては、今後とも、要保護児童対策地域協議会の皆様との連携を深め、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の取組を一層進めるとともに、職員一丸となって「まちの見守り」活動にも取り組んでまいりますので、皆様方には、なお一層のご支援と協力をお願いいたします。

本日は、各機関からの取組みを報告いただき、浜田弁護士にコーディネートしていただきながら意見交換をさせていただきます。

本日の会議が、今後、児童虐待対応における関係機関のさらなる連携強化の契機となることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

イ 『キャッチ！SOS宣言』について

邑川室長（危機管理室）より、会長挨拶で言及された『キャッチ！SOS宣言』について、以下のような説明がなされた。

〔邑川室長〕

『キャッチ！SOS』宣言について、1月22日に市長より宣言がなされたものをご説明させていただきます。

昨年、寝屋川市でたいへん痛ましい事件が発生し、尊い命が失われてしまいました。この宣言は、20年前という時代背景はありますが、行政として何ができるかは不断に問うべきことであり、今後、全職員が意識を高めて職務に当たり、まちの見守りをすすめていくものでございます。

また、改めて「命を守ること」の大切さについて思いを強くし、職員はもとより市一丸となって、より一層「安全で安心なまち」の実現に努めていくところでございます。

市の職員は千人に上りますが、家庭訪問や各種調査等の通常業務を行う中で、世帯や家族に対して違和感または異変を感じた場合、危機管理室に連絡をしていただき、庁内の各課から情報を集約することで、情報の内容の精度の向上や適切な対応を図り、状況に応じて警察等への通報をさせていただくことで、市民の安全、安心を確保するものでございます。

特に、子どもを守るという観点で行われています通常業務の中で、異変を感じましたものに対しては、危機管理室に連絡をいただき、情報収集を図る中で対策を練っていければというものでございます。

具体的な見守りの手順についてですが、先ほど申しました通り、家の状態や生活の様子について、職員が通常業務の中で異変を目撃されました場合、危機管理室に連絡いただくというものでございます。

これまでこうした流れができていなかったというわけではなく、各部局での情報を危機管理室に集約いたしまして、早期対応を図るものでございます。1月23日付でこの見守り手順を実践しておりますが、既に5件の報告がされています。個人情報の問題から情報が限られてしまうこともありますが、市民の安否確認をすることで救える命もあるということから、取り組んでおりますので、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

『キャッチ！SOS宣言』についての説明の終了後、邑川室長は退席した。

ウ 代表者会議の公開・非公開

要綱第12条に基づき、本会議の公開・非公開について会長から委員に確認がなされ、本会議は公開するものとされた。

(2) 意見交換会（各機関からの取組報告）

浜田弁護士による進行のもと、「子どもの笑顔・命を守るといった観点での取り組み」を議題として、平成29年度における各機関の取組について、各委員から以下のような報告がなされた。

〔山口委員（教育指導課）〕

教育委員会では、虐待等を未然防止するために、学校との連携を密にした取り組みを行っている。

また、虐待防止活動の一環として、寝屋川市子どもサポート会議を開催している。大学教授、弁護士、精神科医師、スクールソーシャルワーカー、寝屋川警察、臨床心理士、特別支援教育士、こどもを守る課、教育委員会事務局を構成員として、各学校で対応困難な案件を議題にあげ、様々な専門的意見からご指導をいただき、対応方法に還元している。

次に、教員の資質能力の向上を図った、虐待防止研修を実施している。

来年度においては、『キャッチ！SOS』宣言に基づき、安否確認の徹底を実施するための取組として、児童生徒支援人材と家庭教育サポーターによる、小学校1年生と中学校1年生を対象とした、夏休みの家庭訪問を検討している。

中学校を卒業した子どもに対しては、中学校時代の旧担任等による状況把握を検討している。得られた情報については各学校で集約を行い、関係機関等と連携が必要な情報に関しては、教育委員会へ報告する形を検討している。

〔稲留委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課においては、今年度、相談体制の充実を図った。10月に社会福祉士1名を増員し、係長1名、職員3名、非常勤職員7名、合計11名の相談体制をとっている。

また、今年度より月2回を目安として、実務者会議及び個別ケース検討会議にスーパーバイザーを招聘している。ケース対応等について助言をいただくことで、虐待対応の専門性及び客観性を高め、適切かつ迅速な対応強化を図ることができた。

今年度は、寝屋川市において、子どもに関わる痛ましい事件が発生した。事件に対して実務を担う職員間で意見交換を行い、市民からの相談、通告等を市の相談窓口につなげるために広報・啓発活動に励むこと、丁寧な相談対応や支援の重要性を再確認した。

今後も関係機関との連携を密にし、子どもの安全確認及び支援を行う。あわせて、市民への虐待通告相談への啓発活動を引き続き実施する。地域の関係機関及び団体との連携を軸に、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

次年度の取り組みについては、今後開設を予定している「子育て世代包括支援センター」との連携も視野に入れた、更なる体制強化を検討している。

〔遠藤委員（教育研修センター）〕

教育研修センターでは、相談体制の充実として、教育相談を実施している。来所相談と電話相談があり、主な相談内容としては、不登校に関するものが多い。

また、教育研修センターの臨床心理士を中心として、教育相談連続講座を開催している。外部から講師の招聘もしており、講座は好評だが参加者が少なく、市民への周知が課題である。連続講座は年に5回開催しているため、関係機関でも周知をしていただけると幸いである。

また、臨床心理士を講師とした出前講座について、今年度は地域で子どもや家庭に関わっている方々からの申込があった。

教育研修センターでは子どもと直接関わる機会は多くないが、子どもと深く関わる方々への情報提供等をしていければと考えている。

〔勝浦委員（子育て支援課）〕

子育て支援課では4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を行っている。健診の中で健康状態や発達を確認するほか、保護者の育児相談を行っている。ここ数年における受診率は、4か月児健診が約94%、1歳6か月児健診が約93%、3歳6か月児健診が約85%であり、ほぼ横ばいの状況である。

未受診児については保健師の家庭訪問や関係機関の協力によって、把握をしている。家庭訪問等で確認が取れない子どもについては、こどもを守る課に情報提供し、要保護児童対策地域協議会で子どもの所在確認してもらっている。平成26年度からは、出産後の様子について、出産前から支援が必要な妊婦に関しては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に報告し、母子保健担当が中心になりながら関係機関と連携を取りながら支援を行っている。特定妊婦は平成26年度から年々増加傾向にあるが、関係機関との連携及び情報共有ができているためと考えている。

また、平成30年度からは子育て世代包括支援センターの設置を予定し

ており、保健福祉センターとリフレッシュ館の2か所に配置を予定している。子育て世代包括支援センターでは母子健康手帳の交付時に全数面談を実施し、より早い段階での実態把握、支援の開始を図っていく。子育て世代包括支援センターを中心としながら、子育て世代の支援の充実を図っていきたいと考えている。

〔和田委員（市立保育所）〕

寝屋川市では市内6か所に公立の保育所を有し、多くの子どもたちの保育に携わっている。各保育所では主任保育士を窓口として、関係機関と連携を図っている。また、子どもや保護者と毎日会えることから、細かな変化に気づける現場であると考えている。子どもや保護者の変化に気づいたときは、複数の職員で確認し、関係機関に連絡し、早期の発見及び対応、適切な支援につなげている。

〔九條委員（幼稚園園長会）〕

保育所と同様、子どもまたは保護者の変化に対し、職員間で連携を取り、保育を行っている。幼稚園では保護者と接する時間が長く、保護者の変化に気づく機会が多いと考えている。

具体的な事例として、子どもの送迎の際にイライラしている保護者に事情を確認したところ、離婚問題に直面しており、悩みを聞くなどの対応につなげることができた。

子どもの変化には担任が対応し、保護者の変化には園長が主となって対応していければと考えている。

園長会を通して、公立幼稚園5園のいずれかで支援の必要が生じた場合、情報共有を図り、こどもを守る課等の関係機関と連携していく方針である。

〔入江委員（保育課）〕

保育課では、こども部内で月1回開催されているこども支援連絡会で情報共有を図り、児童虐待の早期発見に努めている。

要支援の必要性が懸念される家庭については、保育所等と調整し入所につなげることで対応している。

〔難波委員（学務課）〕

学務課では、園長会等を開催し、関係機関と情報共有を図っている。

また、入学前、入学時、入学後の各時点における居所不明の生徒について、関係機関と連携し、対応している。

入学前については、10月から11月に行われる、新小学1年生の就学時健康診断において、対象の子どもの受診の有無を把握し、未受診の子どもに関しては、こどもを守る課に所在の確認を依頼している。

次に、入学時については、新小学1年生、新中学1年生を対象に、入学予定者名簿を作成する。作成した名簿は各学校と情報共有し、名簿を整備するとともに、必要があれば関係機関と連携し、入学予定者の実態把握に努めている。

最後に、入学後については、毎月学校より報告される、児童生徒待機児童報告書に居所不明に関する項目を設け、居所不明児童及び生徒について、学校から学務課に報告するようになっている。報告のあった生徒については、要保護児童対策地域協議会に報告し、所在を確認している。

〔赤堀委員（青少年課）〕

青少年課では、要保護要支援児童の見守りとして、保護者や子どもの些細な変化に気づくことも含めて、関係機関と連携をとって支援に当たっている。平成29年度からは、青少年課から関係機関に連絡するだけでなく、こどもを守る課から情報提供してもらうなど、双方の情報を共有するようになっている。

また、教育指導課と連携して、新小学校1年生と新中学校1年生を対象に、夏休みの家庭訪問を実施するため、家庭教育サポーターの配置の拡充を検討している。

〔塚本委員（障害福祉課）〕

障害福祉課では、要保護児童の保護者及び障害を持つ保護者を対象とした支援を行っている。家庭児童相談室等の関係機関と連携を取りながら、不適切な養育環境、不適切な保護者と子どもの関わりに対して、どのような支援が保護者に必要か検討する。また、事業者から情報収集し、関係機関と情報共有を行っている。

また、虐待防止センターの取り組みとして、父親から母親への暴力といった、面前DVを受けている子どもについて、保護者と子どものそれぞれに

支援を行えるよう、関係機関と連携を取っている。

最後に、発達障害の理解の促進として、発達障害を持つ当事者が講演する講演会を開催している他、今年度からは発達障害を持つ保護者を講師に、障害を持つ子どもの保護者を対象とした講演会として、ペアレントメンタルを開催している。

〔桐山委員（保護課）〕

保護課では、生活困窮世帯に対して、生活保護法に基づいた生活費の援助等の支援を行っている。子どもを有する世帯について、担当のケースワーカーが家庭訪問等を通じた見守りを実施する他、平成 22 年度から子どもの健全育成相談員として、カウンセラー資格を有する支援員を 2 名配置し、ケースワーカーと連携しながら子どもを有する世帯の保護者にカウンセリングを行っている。カウンセリングの内容は、日々の子育てに関する悩み、進学における就学支援の情報提供など多岐に渡る。

また、生活困窮世帯への支援の一環として、保育所、小中学校、各種支援学校、病院等のケース会議に出席し、状況把握に努めている。

〔中坊委員（大阪法務局）〕

大阪法務局では、子どもからの情報をキャッチする窓口として、子どもの人権 SOS ミニレターの配布、電話相談として子どもの人権 110 番、インターネット相談として子どもの人権 SOS-e メールを行っている。

子どもの人権 SOS ミニレターでは、昨年 10 月に大阪府下の小学校及び中学校にミニレターの配布を依頼した。最終的に約 700 通のミニレターが回収され、そのうち約 15 通のミニレターが寝屋川市から送付されたものである。回収されたミニレターは人権擁護委員会に協力いただき、子ども達一人一人のミニレターに対して手書きで返答をした。ミニレターには義父からの性的虐待、ネグレクト等の内容も見られた。大阪府中央子ども家庭センターと連携し、一時保護を行ったケースもあるため、情報キャッチの手段として有力と考えている。

次に、電話相談では、昨年に虐待を訴える児童から電話相談があり、寝屋川市内の児童であるという情報があったため、こどもを守る課と大阪府中央子ども家庭センターの協力のもと、保護を実施したケースがあった。

結果としては、電話相談をしたのが大学生だったため、保護の対象にはならなかったが、複数の窓口から様々な情報をキャッチすることが重要であると考えている。

最後に、大阪法務局では、現在インターネット相談を実施しているが、児童の SNS 使用という観点から、来年度以降は事業の拡大を予定している。

〔友井委員（人権擁護委員会）〕

人権擁護委員会における電話相談は子どもだけでなく女性からの問い合わせも多い。母親から DV 相談の問い合わせがあった際は、子どもの様子を確認し、家庭の背景を知るために一時間以上電話対応することもある。

また、助言等を通して、母親への支援を行っている。

〔笠谷委員（民生委員児童委員協議会）〕

今年度は、母親制度について、小規模保育所の先生による保育所の問題点など、児童福祉に係る様々な分野の研究を行ってきた。

民生委員の取組として、地域での子どもの見守りに力を入れている。登下校時における見守り隊を設置し、交通安全及び子どもの些細な変化に注目している。変化が見られる子どもに対しては、学校と情報共有し、虐待対応等の必要があれば、関係機関に繋げている。

また、学校内での問題、各地域における要保護児童について情報提供してもらい、担当地区の民生委員がその地域の子どもの実態を把握しながら、見守りを実施している。夜遅くまで子どもの騒ぎ声が聞こえる、母親の怒鳴り声があるなど、市民からの情報共有があった際は、関係機関につなげるなど、連携の橋渡しする役割を担っている。

地域の変化に気を配っているが、昨年末に事件があったことから、今後更に力を入れて子どもの見守りをしていかなければならないと意識を改めている次第である。

〔西田委員（小学校校長会）〕

各小学校では、職員の意識の向上として、年に1度、小中合同で虐待の研修を実施している。研修の内容は毎年同じではあるが、同じ内容を繰り返し学ぶことで、初めて職員の意識の向上につながると考えている。

また、要保護児童について、年に4回、会議で報告の場を設けている。

ひとりひとりの担任が自分のクラスに要保護児童がいることを認識し、会議までの3か月間でどのように対応したかを報告してもらっている。問題の有無、対応の方針等を定期的に確認することで、市との連携ができていると認識している。

次に、教育指導課の事業として、小学校1年生と小学校3年生を対象に、発達診断を実施してもらっている。特に、小学校1年生は入学後からすぐに発達診断を実施し、発達の状態を把握したうえで支援を行っている。小学校1年生と小学校3年生の2回に渡って発達診断を実施することで、2年間の細かな変化を把握し、きめ細かな対応ができている。

〔大森委員（中学校校長会）〕

寝屋川市では現在、小中一貫教育を推進している。小学校区及び中学校区の区画整理も済んでおり、小中学校の連携も取れている。以前は、小学校から中学校への進学時における、要保護児童等についての情報共有が困難であったが、現在では、小学校と中学校間での情報共有ができている。

小学校からは、子どもたちの要保護児童対策地域協議会についての情報も引き継がれる。中学校に進学した生徒に兄弟がいた場合、同じ環境で生活していることから、同様の情報が適用されるため、現在情報の整理を進めているところである。

また、関係機関の中では、教育指導課、学務課、青少年課と密な連携を取っており、学校に多様な人材を配置していただいている。大阪府からも中学校区にスクールカウンセラーを配置していただいております。本校区のスクールカウンセラーにおいては、勤務日はカウンセリングの予約が常に埋まっていることから、専門家による助言や支援を必要としている児童生徒及び家庭が多いことを認識している。

居所不明生徒については、安否確認を確実にを行うことを義務付け、関係機関と連携を深めていければと考えている。

〔五月女委員（社会福祉協議会）〕

各小学校区に校区福祉委員会を設置し、運営している。各校区福祉委員会では、子育て支援の場として、就学前の子どもと保護者を対象に子育てサロンを実施し、保護者からの子育て相談等を受付けている。

社会福祉協議会は、子どもの居場所の提供、見守りの実施などを通して徐々に活動を広げている。活動を続けていくことで、子どもだけでなく地域の人同士のつながりを強めていければと考えている。

〔松本委員（寝屋川保健所）〕

ハイリスクな問題を抱えた子ども及び家庭に対して、リスクアセスメントしながら対応し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会と連携している。また、関係機関との連携を重要視すると同時に、寝屋川保健所ではどのような支援ができるかを改めて検討しなおしている。精神面でのケアが必要な母親など、青少年課で対応しているケースの中で、医療につなげる必要がある家庭に対しては、保健所でも対応している。特に、子どもだけでなく家族全体を見なければならない、家族診断が必要なケースに関しては要保護児童対策地域協議会に情報提供している。また、関係機関との連携では、資料を通したやり取りだけでなく、顔を合わせたうえでの情報共有が大切だと考えており、関係機関との連携方法についても検討している。

〔田中委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

居所不明の子どもについて、市町村児童家庭相談援助指針（ガイドライン）にのっとり、関係機関から大阪府中央子ども家庭センターに通告されることがある。学校等の所属だけでは現認できないケースは家庭児童相談室等と連携することで現認に当たっている。どうしても安全確認ができない子どもについては、警察に情報提供し協力を得ることにより、他県で発見されることもある。

児童福祉法の改正により、児童相談所は主に重度以上の、より専門性が高いケースを担当し、市町村は中軽度の、支援が必要なケースを担当することが明確化されたが、漏れのないよう重なって支援することが必要だと考えている。

引き続き関係機関との連携を深めていければと思う。

〔浜田弁護士〕

各機関における児童虐待の防止に係る取組を大変心強く感じる。各機関が主体的に動き、必要があれば関係機関に支援及び連携を求める体制こそが望ましいものであり、支援が重なり合い強固なネットワークを構築でき

れば、支援の網から零れ落ちる子どもはいなくなる。来年度以降、現在よりさらに一歩進んだ支援の取組を拝見できればと思う。

辻副会長より、他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。